

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(条例第2条の2第3号イの規則で定める場合)	(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)
第3条 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、 <u>保育所における保育の実施</u>	(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u>
_____を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合	
(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の <u>親である配偶者</u>	(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の <u>親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下</u>
_____ (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下	

同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア～エ (略) (育児休業の承認の請求手続等) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとする職員は、第1項の規定により育児休業の承認を請求する際に育児休業等計画書(第2号様式)を任命権者に届け出るものとする。 ～略～ (育児休業等計画書) 第12条 条例第10条第5号の規定による育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書(第2号様式)を任命権者に届け出るものとする。 ～略～ <u>第1号様式(第2条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> ～略～ <u>第3号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> <u>第4号様式(第13条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> ～略～	を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア～エ (略) (育児休業の承認の請求手続等) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第5号の規定により再度の育児休業をしようとする職員は、第1項の規定により育児休業の承認を請求する際に育児休業等計画書(第2号様式)を任命権者に届け出るものとする。 ～略～ (育児休業等計画書) 第12条 条例第10条第6号の規定による育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書(第2号様式)を任命権者に届け出るものとする。 ～略～ <u>第1号様式(第2条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> ～略～ <u>第3号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> <u>第4号様式(第13条関係)</u> <u>(別紙参照)</u> ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年1月1日から施行する。</u>
---	--

(改正案)

(現行)

第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

(任 命 権 者)		請 求 年 月 日 年 月 日	
様		請求者所 属	
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		職 名	
		氏 名	
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日生	
2 請 求 の 内 容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長		
	☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長		
	〔再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1〕 歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入		
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 既に育児休業 をした 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
5 配 偶 者	氏 名		
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考			

第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

(任 命 権 者)		請 求 年 月 日 年 月 日	
様		請求者所 属	
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		職 名	
		氏 名	
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日	年 月 日生	
2 請 求 の 内 容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長		
	☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長		
	〔再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1〕 歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入		
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 既に育児休業 をした 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
5 配 偶 者	氏 名		
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考			

(裏面)

記入上の注意

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可とする。))。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は、1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、次に掲げる場合について、それぞれの必要事項を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)第16条第1項第7号又は寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)第5条第2項第2号に掲げる場合のうち、出産の日後8週間目までに与えられる休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))
その氏名、請求者との続柄__及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合 養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合 その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等

(裏面)

記入上の注意

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可とする。))。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は、1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、次に掲げる場合について、それぞれの必要事項を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)第16条第1項第7号又は寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)第5条第2項第2号に掲げる場合のうち、出産の日後8週間目までに与えられる休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))
その氏名、請求者との続柄等__及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合 養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合 その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等

(現行)

第3号様式(第6条関係)

養育状況変更届

		年	月	日
様				
		職 名		
		氏 名 ㊞		
☐ 育児休業				
次のとおり ☐ 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け				
☐ 部分休業				
出ます。				
1 届出の事由				
☐ 休業等に係る子を養育しなくなった				
☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった				
☐ その他()				
☐ 休業等に係る子が死亡した				
☐ 休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む)				
☐ 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した				
☐ その他 ()				
2 届出の事由が発生した日				
年 日 日				

(改正案)

第3号様式(第6条関係)

養育状況変更届

		年	月	日
様				
		職 名		
		氏 名 ㊞		
☐ 育児休業				
次のとおり ☐ 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け				
☐ 部分休業				
出ます。				
1 届出の事由				
☐ 休業等に係る子を養育しなくなった				
☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった				
☐ その他()				
☐ 休業等に係る子が死亡した				
☐ 休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む)				
☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。				
☐ 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した				
☐ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事				
審判事件が終了した。				
☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号				
の規定による措置が解除された。				
☐ その他 ()				
2 届出の事由が発生した日				
年 日 日				

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
-----様		所属-----	
		職名-----	
		氏名----- 印	
下記のとおり育児短時間勤務(期間の延長)の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄__		子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居	
生年月日	年 月 日生	職業の有無 ☐ 有 ☐ 無	
3 請求の内容	☐ 育児短時間勤務 ☐ 育児短時間勤務期間の延長		
	☐ 再度の育児短時間勤務 ☐ 再度の育児短時間勤務期間の延長		
	※再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務期間の延長が必要な事情を記入		
	※		
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 勤務の形態	1週当たり 時間の勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項 号該当) 月(~) 火(~) 水(~) 木(~) 金(~)		
6 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
7 備考			

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
-----様		所属-----	
		職名-----	
		氏名----- 印	
下記のとおり育児短時間勤務(期間の延長)の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄等		子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居	
生年月日	年 月 日生	職業の有無 ☐ 有 ☐ 無	
3 請求の内容	☐ 育児短時間勤務 ☐ 育児短時間勤務期間の延長		
	☐ 再度の育児短時間勤務 ☐ 再度の育児短時間勤務期間の延長		
	※再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務期間の延長が必要な事情を記入		
	※		
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 勤務の形態	1週当たり 時間の勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項 号該当) 月(~) 火(~) 水(~) 木(~) 金(~)		
6 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
7 備考			